

富山県林業事業体改善計画認定等実施要領

第1 趣旨

この要領は、「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年法律第45号、以下「法律」という。）第5条第1項に基づき、林業事業体（以下、事業主という）が作成する「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」（以下「改善計画」という。）の認定に関する手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

第2 推進指導

公益社団法人富山県農林水産公社及び富山県森林組合連合会、その他林業関係団体等は、改善計画を作成しようとする事業主に対し、必要な指導・助言を行うとともに、林業労働力の確保に際しての積極的な支援を行うものとする。

第3 用語の定義

この要領で使用する用語は次のとおり定義する。

1 森林施業

造林、保育、伐採その他の森林における施業（作業道開設等）に従事することを指し、通常の「林業」に定義される、苗畑、特用林産に従事するものを除く。

2 林業労働者

森林施業に従事する労働者を指す。

3 事業主

林業労働者を雇用し、かつ森林施業を行うものであって、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 森林組合及びその他の森林所有者の組織する団体
- (2) 造林業、育林業または素材生産業を営む者
- (3) (2)に掲げる者の組織する団体

第4 改善計画の策定手続等

1 策定方式

改善計画を策定しようとする事業主は、次の方式のうちいずれかにより策定するものとする。

- (1) 単独事業主による改善計画
- (2) 複数事業主による共同改善計画
- (3) 単独事業主及び林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）による共同改善計画
- (4) 複数事業主及びセンターによる共同改善計画

2 計画期間

改善計画の実施期間は5年間（終期は5年目の日を含む3月31日までとする。）とする。

3 手続き

(1) 単独事業主による改善計画の場合

1の(1)における改善計画については、改善計画申請書（様式1）、及び改善計画書（様式2）をそれぞれ1部ずつ、富山県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

(2) 複数事業主による改善計画の場合

1の(2)における改善計画については、事業主毎の改善計画申請書（様式1）及び改善計画書（様式2）と、事業主を代表する者が記載する共同改善計画申請書（様式3）及び共同改善計画書（様式4）をそれぞれ1部ずつ知事に提出するものとする。

(3) センターとの共同改善計画の場合

1の(3)及び(4)における改善計画については、それぞれの事業主が、改善計画申請書（様式1）及び改善計画書（様式2）をそれぞれ2部ずつセンターに提出し、センターはその1部に共同改善計画申請書（様式3）及び共同改善計画書（様式4）を1部添付して、知事に提出するものとする。

4 認定

第5に定める改善計画の認定基準等に照らし、改善計画の認定を行う場合は、次のとおり通知を行うものとする。

- (1) 単独事業主による改善計画認定の場合
知事は、申請事業主に対し改善計画認定通知書（様式5）により通知する。
また、センター及び中部森林管理局に対して、本認定の内容を改善計画認定通知書（様式6）により通知する。
- (2) 複数事業主による改善計画の場合
知事は、それぞれの申請事業主に対し改善計画認定通知書（様式5）により通知するとともに、事業主を代表する者に対し、共同改善計画認定通知書（様式5）により通知する。また、センター及び中部森林管理局に対して、本認定の内容を改善計画認定通知書（様式6）により通知する。
またそれぞれの申請事業主への認定通知には、共同改善計画認定通知書（様式5）の写しを添付するものとする。
- (3) センターとの共同改善計画の場合
知事は、それぞれの申請事業主に対し改善計画認定通知書（様式5）により通知するとともに、センターに対し、共同改善計画認定通知書（様式6）により通知する。また、中部森林管理局に対して、本認定の内容を改善計画認定通知書（様式6）により通知する。
またそれぞれの申請事業主への認定通知には、共同改善計画認定通知書（様式5）の写しを、またセンターへの認定通知には、それぞれの事業主の改善計画認定通知書（様式5）の写しを添付するものとする。
- (4) 認定台帳等の作成
知事は認定した改善計画について、別添様式に基づき台帳を作成することとする。

第5 改善計画の認定基準

知事は次の基準に基づき改善計画の認定を審査する。

- 1 県基本計画との照合
改善措置の目標、内容、実施時期等が、「富山県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」に照らして適切なものであること。
- 2 改善措置の目標との照合
改善措置の内容、実施時期、資金の額及び調達方法が、改善措置の目標を達成するために適切なものであること。
- 3 適切な募集の実施
第4の1の(4)の方式による改善計画の認定を受け、センターによる林業労働者の募集に従事しようとする場合は、募集に係る労働条件及び募集の内容が適切であり、かつ林業労働者の利益に反しないものであること。
- 4 雇用管理者の選任
林業労働者を5人以上雇用する事業所毎に、次に掲げる事項を管理させるために、必要な知識・経験を有している雇用管理者が選任されていること、または選任すること。
 - (1) 林業労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項
 - (2) 林業労働者の教育訓練に関する事項
 - (3) 労働者名簿及び賃金台帳に関すること
 - (4) 労働者災害保障保険、雇用保険及び中小企業退職金共済制度その他林業労働者の福利厚生に関すること
- 5 雇用に関する文書の交付
林業労働者を雇入れたときに、次の事項を明確にした文書を林業労働者に対して交付していること、または交付していること。
 - (1) 事業主の氏名または名称
 - (2) 事業所の名称及び所在地
 - (3) 雇用期間
 - (4) 業務の内容
 - (5) 雇用保険及び中小企業退職金共済制度に関すること
- 6 改善措置の努力目標
共同改善計画を策定する場合にあっては、改善計画が基準年（改善計画作成の前年）に対して改善計画の実施期間中に別記の改善措置の目標が達成できること。
- 7 その他認定可否の留意事項
 - (1) 改善措置の目標
申請事業主に現状の改善点が多くても、これにより認定しないというのではなく、改善措置の目標及び目標達成の可能性に重点をおいて認定の可否を判断することと

- する。
- (2) 改善措置の実行意欲
申請事業主に、改善計画を実行する意欲と能力があるかどうかを見極めることとする。
 - (3) 雇用管理の改善と事業の合理化のバランス
雇用管理の改善の項目のいずれかと、事業の合理化の項目のいずれかに必ず取り組むものであることとする。
ただし、雇用管理の改善については、「募集・採用の改善についての改善措置」のみを行うものは適当でなく、その他の雇用管理の改善項目と併せて行うものとする。
 - (4) 労働基準法等との適合
労働時間、安全衛生に関する記述が、労働基準法その他の労働基準関係法令に適合していること。
 - (5) 事業主毎の記述等
事業主が林業以外の事業も併せて行っている場合には、林業以外の事業についても改善計画に記載することとする。ただし、林業と林業以外の事業とにおいて、雇用管理及び事業の実施に係る責務が明確な場合等は、林業以外の事業を記載する必要はないものとする。

第6 改善計画の変更

1 変更

改善計画の変更については、次に掲げる場合とし、第4、5に準じ認定を受けるものとする

- (1) 改善措置の目標を変更する場合
- (2) 改善措置の項目を追加または廃止する場合
- (3) 共同改善計画に参加する事業主の数が増加または減少する場合
- (4) 改善計画の実施期間を変更する場合
- (5) 改善措置の実施時期を変更する場合
- (4) 改善措置の実施に係る資金計画について変更する場合

2 軽微な変更

知事と協議し、改善計画の変更が軽微であると判断されるものについては、改善計画の変更を要しないものとする。

3 変更後の計画期間

改善計画変更後の計画期間は、変更前の実施期間を含めて、5年間（終期は5年目の日を含む3月31日までとする。）とする。

第7 改善計画の認定取消等

1 指導

知事は、認定された改善計画の実施に遅滞があると認められるときは、認定事業主等に対して、改善計画に従って事業等が実行されるよう指導することとする。

2 取消

知事は、認定された改善計画の実施に著しい支障が出て、改善計画に従って事業等が実行される見込みがなくなったと認められる場合等は、改善計画の認定を取消することがある。

3 通知

知事は、2の取消を行った場合には、事業主、センター及び中部森林管理局に対して、その旨を通知することとする。

第8 改善計画の実施状況報告

- (1) 認定事業主は、毎事業年度の改善措置の実施状況について、様式7「改善措置実施状況報告」により、当該報告に係る事業年度の終了後3月を超えない日までにセンターに報告するものとする。また、センターは本報告をとりまとめ、知事に提出することとする。
- (2) 認定事業主は、改善計画の計画期間が終了したときは、遅滞なく改善措置の実施結果について、様式8「改善措置実施結果報告」によりセンターへ報告するものとする。また、センターは本報告をとりまとめ、知事に提出することとする。

第9 その他

この実施要領で定めるもののほか、認定の手続きに関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成9年3月1日から施行する。
この改正は、平成24年4月2日から施行する。
この改正は、令和3年3月24日から施行する。

改善計画の内容

(別記)

改善措置 の目標	1	雇用管理の改善に関する目標
		(ア) 雇用の安定
		全雇用労働者のうち常用の者の増加が5年間で1割以上であること。
		(イ) 雇用管理体制の充実
		雇用管理者を選任していること。
		(ウ) 福利厚生 of 充実
		健康保険、各種年金、退職金共済の加入に努めること。
		(エ) 労働時間
		5年間で1労働者の週所定労働時間の短縮が1時間以上又は休日数の増加が5日以上であること。
		(オ) 振動機械の使用時間について
		1労働者の1月あたりの振動機械の使用時間の短縮が5年間で1割以上であること。
		(カ) 労働強度の軽減
		1労働者の1月あたりの重筋労働(主索張り作業、ワイヤーロープ引出し作業、丸太巻立作業、手工具による伐木造材作業等)への就労時間の削減が5年間で1割以上であること。
	2	事業の合理化に関する目標
		(ア) 素材生産事業等に係る労働生産性が5年間で2割以上であること。
	(イ) 素材生産事業に係る年間事業規模の拡大	
	・3,500m ³ 未満の事業主にあつては、5年間で7割以上素材生産事業量が増加すること。	
	・3,500m ³ 以上5,000m ³ 未満の事業主にあつては、5年後の素材生産事業量が6,000m ³ 以上になっていること。	
	・5,000m ³ 以上の事業主にあつては、5年間で2割以上素材生産事業量が増加すること。	